

洲 農 第 6 6 6 号
令 和 8 年 1 月 23 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

洲本市長 上崎 勝規

市町村名 (市町村コード)	洲本市 (28205)
地域名 (地域内農業集落名)	下堺第一 (清淨・奥谷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月23日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域においては、水稻と路地野菜の複合経営を中心で、畜産農家も数戸ある。

兼業農家が圧倒的に多く後継者が農業をしないケースが増えている。農業従事者の高齢化が著しく、認定農業者や勤めを退職した者が中心となり、耕作放棄田を増やさないよう懸命に取り組んでいる。

中山間地域であり、農地の維持管理に加えて、鳥獣被害対策や草刈作業を含めた法面の管理に多くの労働時間を費やしているのが現状である。

農業者 24人(うち 50歳未満0人)、他地域からの入作0人

組織: 地域計画(人・農地プラン)検討委員会(構成員24人)

農地・水環境保全隊(構成員24人)

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域においては、水稻と野菜が経営の中心であり、繁殖牛農家も数件ある。隣の地区に規模の大きい肥育・繁殖農家もあり、耕畜連携の取組もすすんでいる。

10年後には、担い手も減少していることが考えられ、地域の農業経営の継承をめざした農業の後継者の育成を図る。

水稻とタマネギについて機械の利用やオペレーターに作業を委託できる体制をつくることに努める。

地域の農業の在り方、農地の維持管理については、多面的機能支払交付金事業を中心に据え取組をすすめていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	21.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	21.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

下堺の内、清淨地区・奥谷地区の農地

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

地域内農地については、原則、地域の担い手が農地中間管理機構を通じて優先的に借り受け、耕作放棄田がないよう可能な限り耕作する。

地域計画の趣旨についても周知を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域計画策定後は、新規で農地の貸し借りを行う場合については、農地中間管理機構を活用することとする。

(3) 基盤整備事業への取組方針

地域内の農地について、基盤整備ができているエリアとできていないエリアがある。後者において高齢化も進んでおり、負担金ゼロの基盤整備ができるのであれば、取り組みたいとの声が多い。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

当地域では兼業農家が多数を占めている。今後も、地域の農地については地域で守っていくことを基本に据え、兼業農家においても経営継承ができるよう組織的に取り組む。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内で、農家のなかには野菜の収穫時や稲刈り・糞の乾燥など農作業の一部を業者や近所の農家に委託することがある。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害対策として、イノシシや鹿の潜み場とならないよう耕作放棄地の草刈など、徹底している。集落の被害状況について情報を共有し、電気柵が破損している箇所は補修や補強をすすめている。捕獲については、集落内在住の免許取得者が中心にすすめているが、箱ワナの数をさらに増やしていく必要がある。

②⑨畜産農家と連携し耕畜連携に取り組むとともに、良質な堆肥を活用して減化学肥料化にも取り組む。

⑦多面的機能支払交付金等により、ため池、水路、農業用施設等の管理を行い、保全していく。